

森林の立木を伐採するときには 手続きが必要です！

森林^{※1}を伐採するときは、森林法に基づき以下の手続きが義務づけられています

※1 森林法第5条に基づく地域森林計画に位置づけられている森林

- ① 立木を伐採するとき
⇒ 伐採及び伐採後の造林の届出
- ② 伐採後の造林が完了したとき
(森林以外の用途にする場合は伐採が終わったとき)
⇒ 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告

伐採及び伐採後の造林届出書について

届出の時期 伐採を始める90日から30日前まで。

提出先 佐倉市農政課（伐採する森林が所在する市）

届出者 森林所有者や立木を買い受けた者など。

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は連名。

手続きをしないで伐採をした場合、100万円以下の罰金などに処される場合があります。

※詳細については、佐倉市農政課（TEL. 043-484-6141）へお問い合わせください。

佐倉市農政課